

## 動物の死体処理手数料の改定について

## 1 市民負担の考え方について

使用料や負担金など市民負担の公平化を図るため、負担公平化検討会による取りまとめの結果（平成 11 年 3 月）、動物の死体処理手数料については、「非常に嗜好性の高いペットの処分を公費で賄うべきではなく、全額自己負担とすべきもの」とされた。

	委託料	手数料 (自己負担)	自己負担率
平成 11 年 3 月まで	5,250 円	2,000 円	約 38%
平成 11 年 4 月から 平成 19 年 3 月まで		3,500 円	約 67%
平成 19 年 4 月以降		5,250 円	約 100%

## 2 県下における動物の死体処理委託料と手数料（自己負担）の状況

自治体名	委託料	手数料	委託先	委託料・手数料の改定予定
秦野市	5,250 円	5,250 円	伊勢原 動物霊園	委託料・手数料 5,830 円 (令和 2 年 4 月 1 日) ※1
伊勢原市	5,400 円	5,400 円		委託料 5,830 円 (令和 2 年 4 月 1 日) 手数料 未定
大磯町	5,940 円	2,500 円		委託料 (平成 31 年 4 月 1 日改定済) 手数料 予定無し
茅ヶ崎市	7,020 円	7,020 円	A 霊園	委託料・手数料 7,150 円 (令和元年 10 月 1 日)
厚木市	※2 2,100 円	2,000 円	B 霊園	委託料・手数料 7,000 円 (令和 2 年 4 月 1 日)

※1 本市と同等の業務を請負えるのは、近隣では厚木市の B 霊園のみ。

なお、B 霊園に委託した場合の手数料の試算額は 6,600 円。

※2 委託料とは別に 1 日当たり 4,000 円の収集運搬料金がかかる。

3 委託料及び手数料（自己負担）の額の推移（伊勢原市との比較）

年 度	秦野市		伊勢原市	
	委託料	手数料	委託料	手数料
平成 18 年度	5,250 円	3,500 円	5,250 円	2,000 円
平成 19 年度 ～ 平成 25 年度	5,250 円	5,250 円	5,250 円	2,000 円
平成 26 年度	5,250 円	5,250 円	5,400 円	2,000 円
平成 27 年度	5,250 円	5,250 円	5,400 円	2,000 円
10 月	—	—	5,400 円	5,400 円
平成 28 年度	5,250 円	5,250 円	5,400 円	5,400 円
平成 29 年度	5,250 円	5,250 円	5,400 円	5,400 円
平成 30 年度	5,250 円	5,250 円	5,400 円	5,400 円
令和元年度	5,250 円	5,250 円	5,400 円	5,400 円

※消費税率 平成 26 年 4 月～ 8%

4 動物の死体処理委託の実績

平成 28 年度 249 体

平成 29 年度 242 体

平成 30 年度 219 体

5 改正内容

「動物の死体」に係る処理手数料について、「一体につき 5,250 円」を「一体につき 5,830 円」に改めます。